令和　　年　　月　　日

覚　　　書

発注者と受注者とは、　　　　　　　　　　　　　　　　　工事（工事場所　　　　　　　　　　　）において発注者の実施する部分払検査対象の工場保管製品の引渡しと保管について、下記のとおり覚書を交換する。

参　考

記

１　契約書に基づき部分払いを受けた時点で、工場保管製品の所有権は発注者に帰属し、受注者は同製品を甲に引き渡すこと。

２　受注者は部分払いを受けた工場保管製品に試験成績書等の製番や機器銘板等を設置すること、又は、これによりがたい場合は保管区域に明示を行う等により、京都市上下水道局の所有権が判るよう明示すること。

３　部分払いを受けた工場保管製品についての引渡し書及び保管証書を作成し本局へ提出すること。

以上

（発注者）京都市南区上鳥羽鉾立町11番地3

京都市公営企業管理者　上下水道局長

（受注者）　住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　印

工場保管製品を給付の対象とする場合の覚書の一例です。参考として掲載します。

参考